



2017.9.25

コチ コンサルティング

2015年より中国各地では社会保険納付比率、住宅積立金納付比率が企業雇用コスト抑制の方向へ調整されていますが、上海市では障がい者就業保障金の納付比率の引下げが実施されます。本号では9月、10月の人事労務関連緊急業務である、個人所得税納税システムへの携帯電話番号登録、障がい者就業保障金納付手続きと併せて、9月19日報道の医療保険制度改革の状況をご報告致します。



HR Café

注目 Q & A ① 経済補償金の免税額について <http://cochicon.com/2255.html>

② 産休社員の賞与について <http://cochicon.com/2252.html>

【セミナーご案内】

10月26日（木）外国人就業許可証/居住証ポイント申請の実務

【対象】 会員企業様人事担当者 【言語】 中国語

***詳細は別添ご案内**

10月27日（金）最新トラブル事例に学ぶ～トラブル事例を基に対処策、事前防止施策を考える～

【対象】 日本人経営管理層 【言語】 日本語

***詳細は別添参照**

内容 【人事・労務情報】

- 個人所得税申告時の変更事項（個人情報管理強化）【10月納税申告～、上海市】
- 障がい者就業保障金納付比率の変更【納付期限：10月27日、上海市】
- 社会保険改革の進捗～全国31省市医療期間受診費用清算システム接続～【全国】

人事・労務情報

■ 個人所得税申告時の変更事項（個人情報管理強化）【10月納税申告～、上海】

変更事項

2017年10月1日以降の個人所得税申告に際し、税務局納税システム（金税）上の納税者個人情報頁に個人携帯電話番号の登録が必要となりました。9月30日までに登録の完了が必要です。（外国人も含む）

経緯

2005年の国家税務局通知に関わる規程により個人収入情報管理制度の構築が要請され、税務局にて納税者個人基本情報が管理されていますが、この度のバージョンアップにより個人基本情報に個人携帯電話番号が追加されました。

目的

代納企業の過少申告、人件費の水増し申告、所得隠し等の抑制施策。

* 個人所得税：<http://cochicon.com/250.html>

NAVI これまで個人所得税納税申告システムに必須登録事項とされている個人情報は下記9項目でした。

- ① 身分証明書種別 ② 証明書番号 ③ 性別 ④ 国籍 ⑤ 人員常態（正規雇用か否か） ⑥ 出資者か否か
⑦ 被雇用者か否か ⑧ 障がい者/烈士/独居老人か否か ⑨ 特殊業界か否か

10月申告分からは個人携帯電話番号の登録が必須となります。

中国では携帯電話番号は身分証明書番号と連動しており、携帯電話による本人確認が容易となる為、架空従業員への賃金支給・賃金水増し申告等による企業所得税脱、賃金過少申告による個人所得税脱税等への抑止効果が大きいと言われています。

Consulting

■ 障がい者就業保障金納付比率の変更【納付期限：10月27日、上海市】

日本では障がい者の雇用率は2%とされていますが、中国では各地の法定雇用率の運用が異なります。上海市では長らく1.6%でしたが、本年の納付より1.5%へと引き下げられました。

【参考】障がい者の採用：<http://cochicon.com/70.html>

【上海市障がい者保障金納付実務】

● 計算方法

保障金年納付額 = (1.5% - 障がい職員比率) × 納付基数

納付基数：会社の前年度従業員社会保険基数の総和（1月～12月 年間）

障がい職員比率：前年度実雇用障がい者平均人数 ÷ 会社在职者平均人数
 * 平均人数 = 年間総数 ÷ 12

会社在职者：労働契約締結者（外国人を含む）。季節性雇用者は就労期間で年率に換算する。
 労務派遣労働者は社会保険納付企業（派遣元会社）にて参入する。

● 申告期間

2017年集中申請期間：9月1日～9月30日（超過規定期限：2017年12月31日）

● 納付期間

申告後、10月27日までに納付

● 納付免除企業

① 規定の障がい者雇用比率を満たしている企業

② 2015年1月1日以降登記の会社籍者が30人以下の企業は登記日から36か月納付免除

【主要都市 障がい者保障金計算概要】

蘇州	北京	広州
(在職従業員数 × 1.5% - 実雇用障がい者人数) × 納付基数	(在職従業員数 × 1.7% - 実雇用障がい者人数) × 納付基数	(在職従業員数 × 1.5% - 実雇用障がい者人数) × 前年度広州市平均賃金 × 80%

■ 社会保険改革の進捗～全国31省市医療期間受診費用清算システム接続～【全国】

人力資源社会保障部より、全国31省市が地域を超えた医療費清算システム（異地就醫結算システム）への対応を終了し、全国6976医療機関にて地域を超えた入院医療費の直接清算サービスが利用可能となったと公表されました。85%の3級医療機関が全国統一医療費用清算システムに接続したと報告されています。

下表は各地の医療保険納付額です。納付額の地域差異から医療保険制度統合の困難さが計り知れます。

地域	医療保険納付率		合計	医療保険基数		医療保険納付額（企業 + 個人/月額）	
	個人	企業		下限	上限	下限	上限
上海	2.0%	9.5%	11.5%	3,902	19,512	448.8	2,243.9
北京	2%+3元	10.0%	12%+3元	4,624	23,118	554.9+3元	2,774.2+3元
広州	2.0%	7%+17.59元	9%+17.59元	4,455	22,275	401.0+17.59元	2,004.8+17.59元
深圳（深圳戸籍）	2.0%	6.2%	8.2%	4,488	22,440	368.1	1,840.1
天津	2%+260元*	11.0%	13%+260元*	3,159	15,795	410.7+260元*	2,053.4+260元*
大連	2.0%	8.0%	10.0%	3,688	18,441	368.8	1,844.1
青島	2.0%	9.0%	11.0%	2,946	14,730	324.1	1,620.3
南京	2%+10元	9.0%	11%+10元	2,772	18,171	305.0+10元	1,998.9+10元
蘇州	2%+5元	9.0%	11%+5元	2,802	19,613	308.3+5元	2,157.5+5元
杭州	2%+4元	11.5%	13.5%+4元	2,819	14,096	380.6+4元	1,903.0+4元
寧波	2.0%	9.0%	11.0%	3,068	15,335	337.5	1,686.9
成都	2.0%	7.5%	9.5%	3,067	15,333	291.4	1,456.7
重慶	2%+5元	9.0%	11%+5元	3,370	16,847	370.7+5元	1,853.2+5元

* 社会保険基数更新時に年1回のみ

NAVI 中国の医療制度では、医療機関は3級が最上級であり、2級、1級と等級数が減少するほど医療機関としての評価は下がります。就業規則等で傷病休暇申請許可基準として、2級以上の医療機関の傷病休暇証明書の提出を規定することが一般的です。2級以上の医療機関は区級以上の大型医療機関であり、居住区域付近の診療所等の傷病証明は信ぴょう性の疑義からも、傷病休暇申請資料として認めないという運用です。